

しんとく丸は天王寺に捨てられることになる。

「それ都辻すがら、人の沙汰なすは、それ弓取の御内に、病者のありければ、弓矢冥加七代尽くると沙汰をなすと。承ればしんとくは、人のきらひし違例の由承る。いたはしうは存ずれども、いづくへなりと、ひとまつ本へお捨てあれ」

継母は都での風聞と断った上で、病人を武士の家に置いておくと、武運が七代にわたって尽きるから、しんとく丸を追い出すように求める。ここでは「病者」とあって、「ひとのきらひし違例」＝「癩」だけが排除の対象にはなっているのではない。

ちなみに、天和・貞享期の江戸版『しんとく丸』もまた、「八條殿のひめ君」である継母が「身づからくぎやう（公卿）の家にてさむらへば、たつけむりをいとい、ち（地）を三尺けづり候、いづくへ也共すて給へ」と、都の貴族出身である身にとっては、家内の「穢れ」は耐え難いという根拠を以て、しんとく丸の追い出しを夫に迫る。

継母の要求に対して父親は、「長者の身にて、あれほどの病者が、五人十人あればとて、育みかねべきか。一つ内にいやならば、別に屋形を建てさせ、育み申さう、しんとくを」と、しんとく丸を捨てるかどうかは、病人の扶養という経済的負担の問題として応じている。さらに同一の建物がいやならば、別屋の形で養育しようと提言し、家から完全に追い出すことを拒否する。

最終的には、継母が離婚を盾にしんとく丸の追い出しを要求したために、父親はしんとく丸の乳人に命じて、天王寺に捨てさせる。

お寺参りに来たはずが、天王寺に捨てられたことに気づいたしんとく丸は、「違例を受けたに、親の身として育みかね、お捨てあり、そでごひを申すこそ、父御の御面目にてあるべき」と、「癩」という重病に冒された息子を、親の身で養育しかねて捨て、そのために自分が乞食をしたとて、それは自分ではなく父親の恥なのだと考える。

しんとく丸を追って訪ねてきた婚約者・乙姫に対しても、「親の慈悲なるに、我が親の邪見やな。天王寺にお捨てあつてござるが」と、自分を捨てた父親の無慈悲を非難してみせる。

これらのやりとりから、中世末から近世初期にかけては、「癩」に対する「穢れ」意識は京の都に住む貴族階級を中心とする認識であり、それが都の高位の武士にまで広がっていた状況が伺われる。

しかし河内の長者という、富裕ではあっても地方の地下人である父親や、その周辺の人々にとって、病人を捨てるか否かは、「穢れ」ではなく経済的な問題として描かれている。説経を聞く庶民にとってもまた、長者という経済力のある身で、病気の我が子を捨てるのは、いかにも無慈悲な行為と認識されたであろう。

婚約者の乙姫が、しんとく丸を訪ねて旅に出ることを、乙姫の親兄弟が許可していることも、「癩」への「穢れ」意識に基づく差別を感じさせない。

#### 外見への忌避感覚

ただしこれらのことは、中世末から近世初期に、「癩」への忌避がなかったことを示すものではない。乙姫は自分の家を出るときに、「承ればしんとく殿、人のきらひし三病者とおなりあり、諸国修行と承る」と述べており、「三病」＝「癩」は人が忌み嫌う病気であるという認識は定着している。